

Title	R. B. Brooke, Early Franciscan government from Elias to Bonaventure
Sub Title	
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.3 (1965. 12) ,p.120(420)- 125(425)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651200-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

した」とでも訳すべきである。「靈魂は星となり、掟は死を何ら損うことなく」(一〇〇ノ七)は、「靈魂は天上の栄光を求めえて、いかなる死の掟もはやそれを害することあらじ」である。「これは力であり、或は教えでありお前に注意をもたらし、またお前を羊飼たらしめ、お前が主にいつそう多くの群れを富として捧げるに至らしむ。かかる勝利により神の統治は喜び給うた」(一〇〇ノ一七—一〇一ノ一)は、「この労苦よ、この精励よ、この配慮よ、牧者なるあなたはこれを実行なさつた。主に多くの人の群を捧げんがために、そして今あなたは神の代理者とされこの勝利を喜んでおられる」とでも訳すべきであろう。「黙過されねばならない」(一〇一ノ四—五)は「黙過されてはならない」のである。「肉的恩寵」(一〇一ノ一二)は「内的恩寵」の誤植と思うが重要な箇所であるから指摘しておきたい。

なお文中、中世教会史関係の訳語で適切でないものがみうけられる。例えば Pontifex が明かに「教皇」を指して用いられているのに、「大司教」、「司教」、時には「修道士」とも訳されているし、primus cantator が「吟遊詩人」とか「大歌手」とか訳されているのは「聖歌先誦者」とでも訳すべきであろう。原註が全く自由に抄訳されている点にも問題があるが、巻末の解説では、ケオルフリッドに属すべき業績をベネディクト・ビスコップのものとしている(四六二ノ一三—一四)。さらにベードラの古典作家に対する態度の説明(四六三ノ六—八)を、その否定的面をのべた箇所だけで打ち切っている点などは特に訂正の要がある。確かに敬虔なキリス

ト教的作家であるベードラが、異教の古典をそれ自体として評価しなかったのは事実である。しかしまた彼が、護教のため、或は教理の理解を助けるために異教作家の利用価値を大いに認めていたことも確かであり、Plummer が原著巻頭の解説でのべようとした意図もむしろそこにあると考えられるからである。

以上、筆者はこの茫大な訳本の一部しか眼を通していないので、或はそのために起つた誤解から思わぬ失礼を重ねているかもしれない。また筆者は特にベードラを専攻しているものでもない。しかし本書は中世キリスト教文化における貴重なる遺産であり、多くの人に親しまるべきものであるから、特に気付いた点を記し、改版の際、是非参考に供して頂きたいと願う次第である。

R. B. Brooke, Early Franciscan

Government from Elias to Bonaventure,

Cambridge, 1959, pp. 313

坂 口 昂 吉

本書は、フランシスコ会の創設期から一二六〇年ナルボンヌの総会にいたる修道会発展の概観をしたものである。従来の P. Sabatier の説によれば、エルトーナのエリアスという人物が、教皇庁と結んで始祖聖フランシスの在世時代から権力をふるい、清貧の理想

をふみにじり、あまつさえ会の原精神に忠実な人々を苛酷に迫害したといわれている。

著者 Brooke は、このような逆賊エリアスによる修道会の墮落・変質という単純なみかたを疑い、まずその典拠となつた史料の分析から始めている。従来のエリアスとその党派に対する誹謗は、アンジェロ・クラレノの年代記を始め、十四世紀の会則厳守派によつて書かれた史料を基礎にしている。しかしこれらの材料は単に百年も後のものであるのみか、十四世紀における会則厳守派と緩守派の激しい争いを、まだそのような対立のなかつた十三世紀前半の記述にもちこんでしまったという点で不適当である。そこで著者がもつとも基本としたのは、ツェラーノのトマス第一伝記である。その理由は、成立年代が最古であること、エリアスと面識があつたことである。その中には、聖フランシスコとエリアス相互の深い愛情と尊敬が描かれている。従来この記述は、ツェラーノのトマスが権力者エリアスに媚びたものであるといわれていた。しかし第一伝記成立当時、エリアスはアシジのバシリカ建設以外のことに権限をもつていなかったし、トマスはエリアスに追従をいわねばならぬほど深い関係にはなかつた。したがつて第一伝記の記述の客観性を疑う理由はないといつてよい。またトマスがその第二伝記でエリアス讚美をひつこめていることが、従来は第一伝記の記述の眞実性を失わせるものとされてきた。しかしこれは、後にエリアスの惹きおこした不祥事に接したトマスが、かつての讚美を再録することをはばかつただけのことと考えられる。したがつて第二伝記の沈黙は、第一伝記の

記述の眞実性をいさかも傷つけるものではない。

著者が第一伝記に次いで史料の価値を認めているのは、ヨルダヌスとエクレストンの年代記である。両者は各々独・英の管区にあり、エリアスが総会長時代にその干渉と闘つた人物であるが、共に素朴で客観的記述の故に信頼に足るものである。最後に同じく十三世紀の史料で、エリアスについて多くを語つていくものにサリンベンの年代記がある。しかし著者は、彼を全く利用価値なしとはみないが、余り信用していない。その理由は、サリンベンがエリアスから恩義を受けているにもかかわらず彼に対し個人的偏見に基いた記述をしているからである。

以上のような史料の選択の結果は、従来のエリアス像の変更に大きな影響を与えている。まずフランシスコ会内の教皇権の代弁者という誹謗はどうなるであろうか。著者もエリアスの第二期総会長時代に、その外交的手腕によりグレゴリオ九世の信任をえたことを否定してはいない。しかし彼が一二二一年春、総会長代理の地位につきえたのは、教皇庁の支持とは全く関係がない。一二一七年ウゴリノがフランシスコ会の保護枢機卿となつた時、エリアスはシリアにいた。そして一二二〇年秋帰伊後わずか数ヶ月で総会長代理に選ばれている。したがつて、両者の間に個人的関係が生ずるひまなどなかつたはずである。彼の総会長代理就任は、ツェラーノのトマスの第一伝記の示す通り聖フランシスコの信任によるものとみななければならぬ。また一二三二年、リュティ総会で総会長に選出された時も、教皇の指名などなかつたことはエクレストンの記述により明かであ

る。なお、エリアスの就任後、教皇庁が彼を通してフランシスコ会に干渉したというみかたも疑わしい。なるほど当時の教皇庁が異端抑圧・福音宣布のため、強力な組織を作ろうとしていたのは事実である。だがその目的のために期待されていたのは、むしろドミニコ会であつてフランシスコ会ではなかつた。そのことは、Humiliati (謙抑派) の如きフランシスコ会と相似た民衆宗教運動に対する教皇庁の消極的扱いからみてもわかる。またウゴリノ即ち後のグレゴリオ九世にしても、聖フランシスの人格に魅せられ、フランシスコ会の保護を引き受けたとはいへ、その清貧理想を破壊してまで自己の手先にしようとは考えていなかったのである。

教皇庁という外部からの方向づけがなかつたとすれば、エリアス自身がその総会長時代にとつた政策のどこに欠陥があつたのであるか。彼はサラセン圏への布教を促進し、君主・諸侯から信心と支持を獲得し、人口の多い土地へ修院を移し、神学を奨励し、教皇グレゴリオ九世・皇帝フリードリッヒ二世・グロッセストラ名士と書簡を交すなど、フランシスコ会の拡大のために大いに努めたのであつた。しかしそれにもかかわらず、十四世紀以降の史料によるとエリアスはすでにその在職期から、フランシスコ会の理想を傷け、発展を阻害したという多くの非難を浴びたといわれている。例えばアシジにおける豪華なバシリカ建設は、清貧の理想に反するという非難をうけたという。しかし、十三世紀の一般的人心から察すれば聖者を記念するために華美を尽すことは、清貧の理想といささかも矛盾しないと考えられていた。実際この点を問題にしている十三世

紀の史料は殆んどない。またエリアスは、教皇から清貧と矛盾する多くの特権をえて、この理想の熱心な信奉者たちの怒りを買つたという。しかし実際には彼が教皇からえた特権はわずか二つ、それも重要なものでない。これは後の総会長たちがえた多数の特権と比較すべくもないほどである。最後に、会則厳守派を迫害したともいわれる。だが当時はまだ、会則厳守派なる党派の存在しない時代であつたから、これも彼の悪評の理由にはならない。

このように十四世紀の史料によつて彼に加えられている非難は根拠を欠くものが多い。しかし、エリアスとその総会長在職時代からすでに、はなはだ不人気であつたことは事実である。著者はこの理由を、主としてヨルダヌス、エクレストンの記述に求めている。それは第一に、彼が *constitutiones* (会憲) を作らず、ただ自己の裁量によつて統治したからである。しかしこれは、聖フランシスの精神に反するものとはいえない。むしろ聖フランシス自身単純な *regula* (会則) 以上のものを望みはしなかつた。しかし、これは会が創立当初のように地方的小集団である場合にはよかつたろうが、ほとんどヨーロッパ全土に及ぶ大集団に成長した現在、無秩序と混乱の原因でしなかつた、殊に聖フランシスのような聖人とは違うエリアスが、会憲なき団体の長となつた時、気まぐれな独裁者としかみられなかつたのである。

また不評判の第二の原因は、修道司祭と平修士の待遇上の区別をつけなかつたことである。これもまた聖フランシスの精神をそのまま継ぐものであつた。しかしこの点でも、状況の変化は彼の立場を

不利にした。単なる篤信者の個人的結合という以上に、広く修道と布教を推し進める方向にあつたフランシスコ会は、その管理職に無学者をすえたり、秘跡の授与や説教を行う能力のない平修士を司祭と同等に扱つたりすることの困難を感じていた。

上述の如きエリアスの政策は、会運営の衝に當つていた *ministri provinciales* (管区長)、*custodes* (属管区長)、及びそれを助ける聖職者や学者たちから猛烈な反対をうけた。このグループに対してエリアスの味方となつたのは、当然平修士たちであつた。しかし彼らの修道会内での勢力は相対的に減少しつつあり、特にイタリアを中心として地方的に限定される傾向にあつた。ためにエリアスは、各地に *visitatores* (巡察者) を派遣して会の統制を固めようとした時、諸管区長や学者たちの反抗にあつて、一三三九年失脚するにいたつたのである。

上述からして、エリアスが悪評を浴び遂に失脚したのは、聖フランシスの理想をふみにじつたからというよりは、むしろその理想に固執したからといつてよい。聖フランシスのように自由な方法で修道会をまとめていくには二つの条件が必要だつた。その一つは地方の小集団であること、もう一つは指導者が聖者であることであつた。だがエリアスの場合には、前者のみならず、後者も欠けていたのである。エリアスの人格について、著者は温い目でみているが、またその欠陥を鋭くとらえている。彼はすぐれた説教者であり、美的感覚に富む教会設計者であり、敏腕な外交官でもあつた。その感受性と才気は申し分なかつた。だがその反面、熱しやすく冷めや

すく、持続性を欠き、分裂的な気質の持主であつた。だが聖フランシスもまた感情的で気まぐれで、必ずしも首尾一貫する性格であつたとは思われない。そしてこの性格的類似の故にエリアスは聖フランシスに愛され、代理者に選ばれたのである。しかしエリアスは聖フランシスのもつていた最大の宝即ち恩寵を欠いていた。そのため聖フランシスの死後、模範を失つた彼はその性格的欠陥を露出することにもなつたのである。結局、恩寵なき気まぐれをもつてしては、会の指導は不可能であつたのだ。

さらに著者は、従来の歴史家たちがエリアスを非難しすぎただけでなく、重要視しすぎたともいつている。フランシスコ会の変化を生み出したのは、エリアスではなく、修道会の管理職にあつた人々 (*ministri*) とそれを輔佐した学者たちであつた。だがこれは、後に生じた会則緩守派とは違う。それは一つの意見でまとまつた党派とすらいえない。聖フランシスの精神を尊重しながらも、新しい状況に應じて会の組織的運営に努めつつあつた指導者層とでもいつたらよいであろう。

エリアスがその気まぐれな統治の故に総会長の職を追われた後、一三三九—一三六〇年は、*Henry* が指導権を握つて会を組織化していつた時代と考えられる。この時期の総会長の中で、著者もつとも注目しているのは、*Feijú* のハイモ (一二四〇—一二四四) である。この人物は、従来ボナヴェントゥーラの陰にかくされて、余り評価されなかつた。しかし著者は、ハイモを反エリアス運動の中心人物と考え、一三三九—一二四二年に発布された会

憲(現存せず)は、彼の影響によるところ大であるとしている。彼はさらに修道司祭と平修士の待遇を区別し、会の活動を推進するため教皇から多くの特権をえている。著者はこのことを証拠だてるため、一二三九—一二四二年の失われた会憲の復元につとめている。

それは、ボナヴェントゥーラの発布したナルボンヌの会憲(一二六〇年)をエクレストン、ヨルダヌス、サリンベンらの一二三九—一二四二年頃の記述と比較対照する方法によつてゐる。そしてその結果、ナルボンヌの会憲に含まれているが、すでに一二三九年頃より存在した条項をつきとめるだけでなく、ナルボンヌの会憲には含まれていないがそれ以前には存在した規定まで確認している。

これらの研究からわかるハイモの会指導原理の特色は、会の組織化、学問の促進、司祭の重用につとめる一方、質素で単純で禁欲的な精神を厳格に維持しつづけたことである。これはすでに聖フランシスの原型通りではないが、また悪名高い会則緩守派とも異なるものである。この傾向は、ハイモ以後、ボナヴェントゥーラにいたるまで、イエズイのクレスチエンティウス(一二四四—一二四七)を除くすべての総会長に共通な態度である。従来パルマのヨハネ(一二四七—一二五七)を会則緩守派に属する最後の総会長として、中間派のボナヴェントゥーラ(一二五七—一二七四)と対比するみかたが行われていたが、著者は両者の間にそのような差異を認めない。ヨハネがヨアヒム主義に傾いていたという点でわずかな違いはあるが、ボナヴェントゥーラ以後会の政策が著しく変つたということはない。ナルボンヌの会憲は、エリアス廢位後次々と出された諸

規定の矛盾・重複を統一整理したもので、新しい附加条項は極めて少い。つまり以前から進行しつつあつたフランシスコ会の組織化がここで一応完成したものであるという。

上述の如き著者の所説に対し、B. Tierney (*Speculum* vol. 35, 1960, p. 432-434.) は、修道会の初期の発展とその中でのエリアスの役割について、始めて詳細で納得のいく説明をあたえたとし、それは原史料の研究に立脚しているから、将来大筋において訂正されることはなからうと評価している。また C. Schmitt (*Archivum Franciscanum Historicum*, t. 53, 1960, p. 210-212) は、同じくこの業績をたたえた後、著者が新史料の発見や参考とすべき学説に支えられることなく、もつぱら既知の史料の丹念な分析によつて新しい綜合に達したことを賞讃している。またその結論についてもほぼ異論はないけれども、著者がフランシスコ会関係の諸雑誌に発表されている学問・総会・会憲・大学論争等に関する諸研究を知つていたならば、少しく断定的語調をさけたであろうといつている。

上述からみて、本書の基本的主張に問題はないと思うが、なお今後残された問題点を若干指摘したいと思う。著者は *ministri* の党派的形成をすでにエリアスの在職期にみとめ、また熱狂派 (*zelacoti*) の出現をクレスチエンティウス在職期のアンコーナ地方にみているようである。しかし著者は、この各々が後の会則緩守派・厳守派にそのままつながるものと考えていない。そして真の意味での厳守派・緩守派の衝突をボナヴェントゥーラの死後、一二七〇年代

後半においている。それでは一体、会則嚴守派・緩守派は、各々いつ頃からどういう経過を経て形成されたのであろうか、またそれらは、先行する *zelanti* や *ministri* と如何なる繼承關係にたつのであろうか。筆者はこれについて、今後なお多くの視角からの研究が必要であると思うが、特にフランススコ会とヨアヒム主義の關係を徹底的に研究する必要があると考へる。P. Sabatier はかつて聖フランシス自身すでにヨアヒムの影響を受けたと考へた。しかしヨアヒムの極端なスピリチュアリズムと聖フランシスのクリストの人性に対する愛を対比する時、その思想的傾向の相違は大であるといわねばならぬ。J. Ratzinger の最近の研究も、ヨアヒム主義のフランススコ会への滲透はむしろ十三世紀中葉以降と考へているようである。この時期に修道会内に滲透したヨアヒム主義が、会則嚴守派の信條形成を促したことはまず間違いないが、それが会の如何なる階層に受け入れられ、また如何なる作用を及ぼしたかはなお今後の問題といえよう。

梁啓超與清季革命

張朋園 著

和田博徳

中国の近代化に頗る大きな影響を与えた梁啓超 (1873—1929) について、既に J. R. Levenson; Liang Chi-chao and the mind of modern China, 1953. 及び、丁文江編「梁任公先生年

譜長編初稿」民国四十七 (一九五八) 年刊の両著を初め数多くの研究が発表されている。しかし、近代中国の政治・経済・社会・思想その他の広汎な分野に互る梁啓超の多彩な活動を充分に理解して、彼の中国近代史上に占める地位を正當に評価するのは容易なことではないので、未だなお明らかでない点が少なくない。本書は梁啓超と中国革命運動との關係に焦点をしばつて、従来あまり注意されなかつた清末革命史の重要な一面を明らかにしようとしたものであるが、梁啓超に関する研究としては前述の両著とも並ぶ労作であり、最近の中国近代史学界における貴重な成果の一つであるように思われるので、こゝに紹介する次第である。

先づ本書の構成を示すために、その章節を掲げれば左の如くである。

一、緒論

二、求變思想的基礎—梁啓超接受中西文化的過程

(一) 在中国文化中求變—三世之義

(二) 在西洋文化中求變—民權・自由・進化

三、啓蒙思想与鼓吹革命—梁啓超戊戌之前的激進言論与志氣

(一) 明倡民權

(二) 隱言族類

四、新民・破壞・革命—梁啓超流亡日本前期的革命言論

(一) 排滿以興民權

(二) 破壞以建民國

五、坐而言起而行—梁啓超与革命党的合離始末